平成２６年（フ）第１６４４号
札幌市西区二十四軒４条７丁目５番24号、開始決定時の住所札幌市西区二十四軒４条７丁目５－25－101
破産者　作田　房子
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年５月15日午後２時
平成27年３月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県丹波市春日町鹿場116番地
破産者　奥林　光明
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年５月15日午後２時
平成27年３月６日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１７９７号
福岡市南区大楠３－４－20　オークス山田ハイム301、住民票上の住所熊本県宇城市小川町南小川672番地
破産者　田原　正剛
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年４月23日午後３時
平成27年３月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８０５号
福岡県糸島市二丈深江709番地１
破産者　谷口　隆文
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年４月17日午前11時15分
平成27年３月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２号
広島県廿日市市佐方646番地１
破産者　高村　潤秀
1　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
2　一般調査期日　平成27年４月22日午前10時30分
平成27年３月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３４号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目４番10－205号
破産者　佐竹　哲子
1　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
2　一般調査期日　平成27年４月15日午後４時30分
平成27年３月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７２号
札幌市北区拓北８条１丁目６番６－102号、住民票上の住所札幌市北区拓北７条２丁目１番23号
破産者　田中誉主矢
1　破産債権の届出期間　平成27年４月10日まで
2　一般調査期日　平成27年６月５日午後１時30分
平成27年３月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９号
大分市大字本神崎918番地
破産者　有限会社ますだや
1　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
2　一般調査期日　平成27年６月２日午前11時30分
平成27年３月９日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２６号
愛知県豊田市栄町５丁目14番地７
破産者　有限会社嶋興産
1　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
2　一般調査期日　平成27年６月15日午後２時20分
平成27年３月９日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３号
長野県伊那市美原7448番地22
破産者　伊藤　　伸
1　期日　平成27年６月３日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
平成27年３月９日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４０号
長崎県長崎市深堀町４丁目38－27、住民票上の住所鹿児島県奄美市笠利町大字里26番地
破産者　和田　茂弘
異議申述期間　平成27年５月11日まで
平成27年３月９日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０号
長野県埴科郡坂城町大字坂城4716番地１
破産者　笠井　　勇
免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
平成27年３月９日　長野地方裁判所上田支部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第５３１号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1744番地149
破産者　小林　正和
審尋期日　平成27年４月10日午前10時
平成27年３月５日
宇都宮地方裁判所第１民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１号
登記記録上の本店兵庫県南あわじ市阿万下町549番地の１
清算株式会社　潮崎開発株式会社
代表清算人　杣田　茂樹
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所洲本支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１００２号
千葉県八千代市大和田新田711－２番
清算株式会社　那須ストラクチャー工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２６年（ヒ）第５０号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上716番地の１
清算株式会社　株式会社ホワイト
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

監督命令取消

平成２６年（再）第２号
京都市北区平野宮西町８番地
再生債務者　東　　佳弘
主文　平成26年10月24日にした監督命令を取り消す。
平成27年２月27日
京都地方裁判所第５民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１２号
兵庫県加東市秋津1990番89
再生債務者　セントラルゴルフマネジメント株式会社
1　決議に付する計画案　平成27年３月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成27年４月24日午後２時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年４月17日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年４月７日
平成27年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第２号
栃木県足利市東砂原後町1081番地10
再生債務者　鈴木　敏浩
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年３月３日
宇都宮地方裁判所足利支部